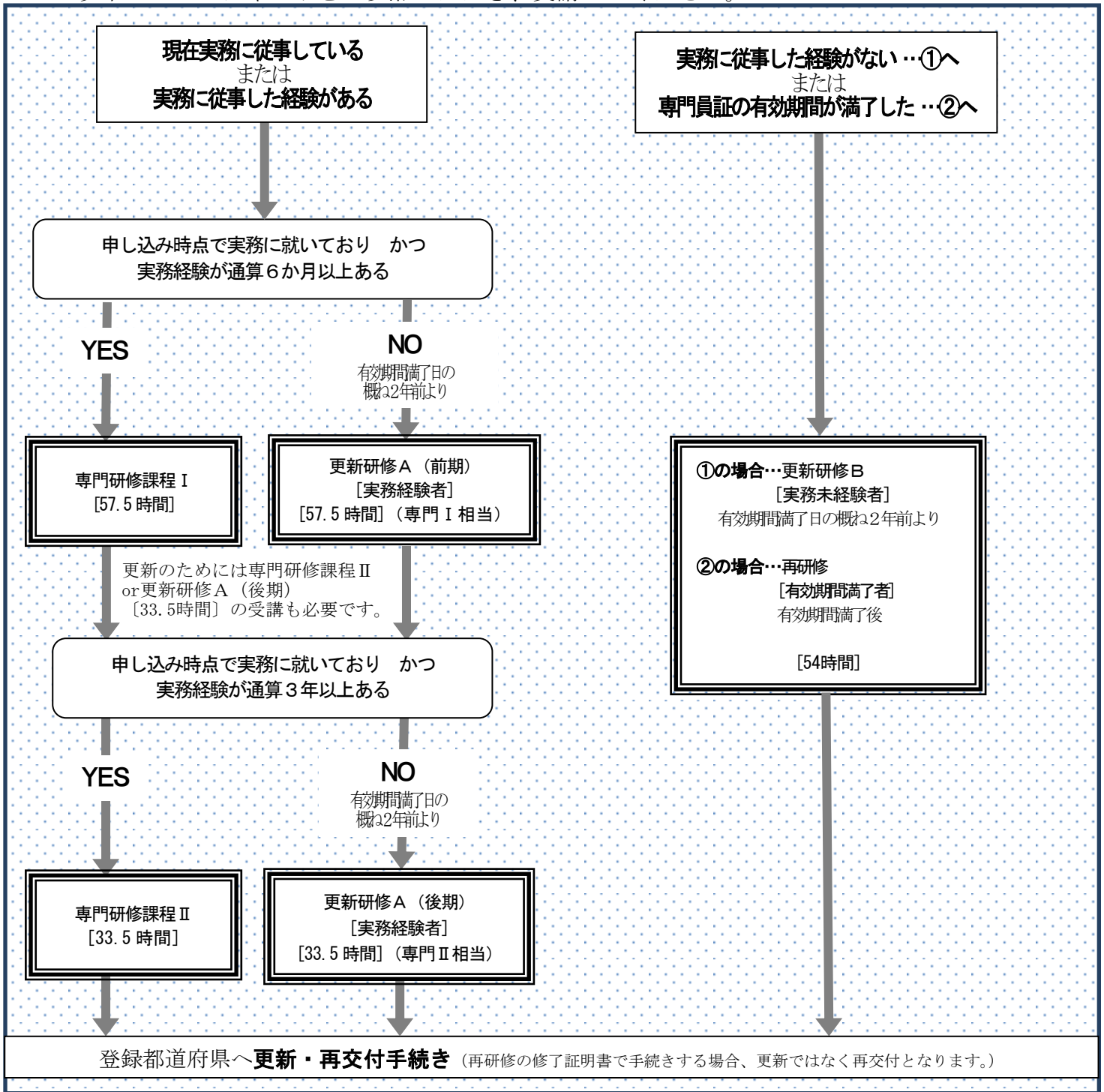


【初めて 更新・再交付手続きをする場合】

介護支援専門員証の更新・再交付に必要な研修について（１）

○更新・再交付に必要な研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無等により異なります。以下のフローチャートをご参照いただき、受講してください。



29年度からは、全ての研修が、新カリキュラムでの実施となります。

（留意点）

- ※「実務経験」の期間は、「現在所持している介護支援専門員証を交付されてからの通算期間」です。
- ※「実務に就く」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者含む）した経験をいいます。要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は実務経験には含みません。
- ※上記研修の受講対象者は、原則として兵庫県登録の方となります（他府県登録の方は登録府県にお問合せください）。
- ※平成28年度以降、「専門研修 I または更新研修 A（前期）」、「専門研修 II または更新研修 A（後期）」の順で受講いただく必要があります。専門研修 II・更新研修 A（後期）受講後に、専門研修 I・更新研修 A（前期）を受講することはできませんので、ご注意ください。ただし、平成27年度以前に、専門研修 II・更新研修 A（後期）を先に受講した方はこの限りではありません。